

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和4年6月29日
滋賀県知事 三日月 大造 殿		
提出者 住 所 滋賀県守山市守山五丁目4番30号 氏 名 滋賀県立総合病院 病院長 一山 智 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 077-582-5051		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	滋賀県立総合病院	
事業場の所在地	滋賀県守山市守山五丁目4番30号	
計画期間	令和4年度	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	病院	
②事業の規模	病床数535床	
③従業員数	833人	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①院内の清掃（病棟・外来から回収し廃棄物保管庫に保管）（株）サンメン テナンス ②収集・運搬 三重中央開発(株) 許可番号・発生地（滋賀県 第2551004487号）（三重県第2458004487号） ③中間処理 三重中央開発 (株) 許可番号（三重県第2498004487号） 中間処理方法（焼却）	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

###

①現状	【前年度（令和3年度）実績】 ※許可病床数535床 1床あたり 0.36t		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	193.7 t	0.9 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 感染性廃棄物の判断基準を設け、他の廃棄物とは明確に区分し、分別を徹底している。 ※前年度においては、新型コロナウイルス感染患者専用病棟からの感染性廃棄物の排出量が増加したことで、全体の感染性廃棄物の排出量は、前々年度比較で22.9tの増加となった。		
②計画	【目標】3%削減[病床数535床 1床あたり0.35t]		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	187.7 t	0.9 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 分別の徹底により感染性廃棄物の排出量を3%縮減する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	(種類) 感染性廃棄物、引火性廃油（キシソ廃液） (取組) 感染性廃棄物の判断基準を設け、他の廃棄物とは明確に分別し、分別を徹底する。廃液についても、それぞれ混入はない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染性廃棄物について今後も分別を徹底し、排出量を削減する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	193.7 t	0.9 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	193.7 t	0.9 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・業者の選定にあたっては、平成23年度分より感染性廃棄物について一般競争入札を採用している。 ・入札参加資格については、従来から条件としていた病院との契約実績要件に加え、優良認定処理業者の認定を条件とすることで、適正な委託業者を選定できるように努めた。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	187.7 t	0.9 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	187.7 t	0.9 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物処理業者の選定に関して、引き続き優良認定処理業者に委託できるよう、入札の選定基準を行う。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】(令和 3 年度)実績		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		194.6 t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年度に導入済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の管理体制

